



## ■ 目次

- ◆ AI技術の活用によるスマート審査
- ◆ 特許審判委員会、商標審判委員会、商標審査協力センターの中国国家知識産権局への統合
- ◆ 「商標出願登録行為の規範化に関する若干の規定(意見募集稿)」に関する意見の公募についてのお知らせ

### I. AI技術の活用によるスマート審査——図形商標のスマート検索機能は正式に稼働された

1月25日、図形商標のスマート検索機能は正式に稼働された。これは、中国商標情報化の構築にあたり、商標オンラインサービスシステムが全面的に稼働され、商標データベースの社会への無料公開後の画期的な出来事である。これは中国商標審査が自動化から知能化へ移行する新たな起点を示している。

中国における図形商標審査のスマート検索のレベルが低く、審査官の審査負荷が重い難題を解決し、審査効率と審査品質をダブル向上させる改革目標を実現するため、中国商標局は商標審査における人工知能技術の運用を積極的に探索した。2016年4月図形検索ワーキングチームを設立して以来、数回に亘り特別調査研究プロジェクトを実施してきた。2018年7月に、北京華智経緯公司、上海依図公司、テンセント社の強力な支援のもとで、6つの商標審査協力センターで商標スマート検索機能の試用を実施し、大規模なテストを経て、予想の効果を達した。

スマート検索技術の運用に伴い、商標審査を純粋な人工検索から「図形より図形への検索」へ転換することを実現し、人の判断による審査基準の不一致を有効的に回避できた。図形商標の類否の対比数を大幅に圧縮することによって、審査生産力を解放し、対比数を元の数万件から約5千件へ減少させた。

中国はデータの優位を発揮し、積極的に探求し、後から上位に追いつき、現時点まで、商標五カ国の加盟国(中国、米国、欧州、日本、韓国)において、先に図形商標のスマート検索機能を審査実務へ運用させることを実現し、3,500万件に近くの商品データを保有している中国に適するスマート検索方法を探り出し、商標保有量の先頭国からスマート検索標準の立案者の役に転換し、国際協力における地位を著しく強化する見込みである。

これから、中国商標局は人工知能技術と商標審査の深い融合を引き続き推進し、人工知能技術など新技術の商標分野における応用範囲を広げ、情報化の建設を強化し、商標審査の品質と効率を更に高め、社会公衆向けの商標サービスのレベルを絶えず向上させる。

日時:2019年1月31日

ニュースソース: 国家知識産権局商標局

## II. 特許審判委員会、商標審判委員会、商標審査協力センターの中国国家知識産権局への統合

2月15日、中国国務院は公式サイトにて、旧商標審判委員会主任の趙剛氏が中国国家知識産権局副局長に任命されたと公表した。2月14日に、国家知識産権局第295号公告は決定され、2月15日に公表された。同公告によれば、中国国家知識産権局旧特許審判委員会は中国国家知識産権局専利局へ合併され、旧中国国家工商行政管理総局商標局・商標審判委員会・商標審査協力センターは中国国家知識産権局商標局へ統合された。特許審判委員会、商標審判委員会、商標審査協力センターを廃止することとなった。

詳細を下記URLにご参照ください。

[http://www.lindapatent.com/jp/info\\_news/903.html](http://www.lindapatent.com/jp/info_news/903.html)

日時:2019年2月14日

ニュースソース:国家知識産権局

## III. 「商標出願登録行為の規範化に関する若干の規定(意見募集稿)」に関する意見の公募についてのお知らせ

立法の公開性及び透明性を強化し、立法の質を高めるために、国家知識産権局は、起草した「商標出願登録行為の規範化に関する若干の規定(意見募集稿)」及びその説明を公開し、社会各業界に意見を募集する。公衆は国家知識産権局の公式ウェブサイトログインしたり、国家知識産権局のウェーチャットの公式アカウントにフォローしたりすることによって、意見募集稿及びその説明を閲覧することができる。関係組織及び業界各位は2019年3月14日までに、以下の3つの方法により、意見募集稿の修正及び改善を巡って具体的な意見を提出することができる。

1. [電子メール方式によってtiaofasi@sipo.gov.cn](mailto:tiaofasi@sipo.gov.cn)に意見を送信する。
2. ファックス:010-62083681。
3. 下記宛先に書簡を郵送する(封筒の左下に「商標出願登録行為の規範化」を明記してください)。

宛先:北京市海澱区西土城路6号国家知識産権局条法司条法二処

郵便番号:100088

別紙:

1. 「商標出願登録行為の規範化に関する若干の規定(意見募集稿)」
2. 「商標出願登録行為の規範化に関する若干の規定(意見募集稿)」に関する説明

国家知識産権局

2019年2月12日

別紙1

商標出願登録行為の規範化に関する若干の規定  
(意見募集稿)

**第1条** 商標出願登録行為を規範化し、商標業務の正常な秩序を維持するために、商標法、商標法実施条例に基づき、本規定を制定する。

**第2条** 商標出願は、生産経営活動において商品または役務について商標専用権を取得する実際の必要があり、かつ他人の既存の先行権利を侵害してはならない。

商標出願の提出または代理提出は、法律法規及び規則の関連規定を遵守し、誠実信用の原則を確実に守らなければならない。非正常な商標出願登録行為を行ってはならない。

**第3条** 本規定にいう非正常な商標出願登録行為とは、下記の行為を指す。

- (1) 関連公衆によく知られている商標を模倣して商標出願を行い、他人のグッドウィルにただ乗りする行為；
- (2) 他人が既に使用しており、かつ一定の影響力を持つ商標を先に冒認出願し、他人のグッドウィルを不当に奪い取る行為；
- (3) その他の先行権利が存在することを知っているか又は知るべきであるが、それと同一または類似の商標を先に冒認出願する行為；
- (4) 商標を繰り返し出願し、明らかに不正な目的がある行為；
- (5) 短時間に大量の商標出願を行い、合理的な限度を明らかに超えた行為；
- (6) 商標の出願登録に真実の使用意図が欠如し、商品または役務について商標専用権を取得する実際の必要がない行為；
- (7) 誠実信用の原則に違反し、他人の合法的権益を侵害し、又は市場の経営秩序を攪乱するその他の商標登録出願行為；
- (8) 他人又は商標代理機構による本条の第(1)項～第(7)項に記載した商標出願登録行為の代理を補助する行為。

**第4条** 非正常な商標出願行為に対し、商標法、商標法実施条例の規定に基づいて、以下の処理を行わなければならない。

(1) 商標出願を提出した場合、商標法第29条に基づいて、関連証拠資料を提出しかつ理由を説明するよう出願人に要求する。正当な理由がなく、又は証拠が足りない場合、商標法第30条又は第35条に基づいて、出願を拒絶し又は登録を不許可する。

(2) 商標登録を取得した場合、商標法第44条にいう他の不正な手段で登録を得た場合に該当し、その登録商標の無効を宣告する。

(3) 取得した登録商標を譲渡する場合は、商標法第42条にいう他の不良な影響を生じさせる譲渡に該当し、許可を認めない。

(4) 商標代理機構が非正常な商標出願登録行為に従事した場合、商標法第68条にいう他の不正な手段により商標代理市場の秩序を乱す行為に該当し、信用ファイルに記録する。状況が深刻な場合には、その商標代理業務の受理を停止する。

**第5条** 非正常な商標出願登録行為について、商標法、商標法実施条例の規定に基づいて処理することに加え、状況を見て以下に掲げる処理措置を取ることができる。

(1) 国家知識産権局の政府ウェブサイト及び「中国知識産権報」において通報し、かつ全国信用情報シェアプラットフォームに取り入れて公表し、関連部門により法に基づき懲罰措置を取る。

(2) 国家知識産権局の商標出願件数の統計から非正常な出願により登録になった商標の件数を差し引き、且つ標識をつける。

(3) 各級の知識産権主管部門は資金援助、扶助及び奨励を行わない。資金援助、扶助及び奨励を既に行った後、非正常な商標出願登録行為であると認定した場合、状況を見てその全部又は一部を返却してもらう。状況が深刻な場合、非正常な出願商標登録行為と認定された年から5年間以内にその主体及び関連主体に対し資金援助、扶助及び奨励を行わない。

(4) 商標代理機構が非正常な商標出願登録行為に従事した場合、国家知識産権局がその法定代表者に対し是正し改良するよう警告、談話し、商標業界協会により当該機構及び関連商標代理人に対し法に基づき業界自律措置を取る。

(5) 非正常な商標出願登録行為により資金援助、扶助、奨励をだまし取り、状況が深刻で、犯罪を構成した場合、法に基づき関連機関に移送して刑事的責任を追及する。

**第6条** 本規定の第5条に掲げた処理措置を取る前に、必要に応じて当事者に説明の機会を与えるべきである。

**第7条** 各級の知識産権主管部門は、知識産権の高品質の発展を促進し、公衆及び商標代理機構が法に基づき商標出願登録を行うよう積極的に指導し、公衆が生産経営活動において登録商標を使用する行為を規範化しなければならない。

いかなる組織及び個人は非正常な商標登録出願行為を発見した場合、国家知識産権局に通報することができる。国家知識産権局は通報を受けた場合又は非正常な商標登録出願行為を発見した場合、法に基づきタイムリーに処理しなければならない。

いかなる組織及び個人は、登録商標が正当な理由なく継続して三年間使用されなかったことを発見した場合、国家知識産権局に取消を請求することができ、国家知識産権局によりその取消を行う。

**第8条** 本規定は自2019年××月××日より施行する。

## 別紙2

### 「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定(意見募集稿)」 の起草に関する説明

#### 一. 起草の背景および必要性

中国の特徴がある社会主義の市場経済の発展及び改革開放の更なる深化に伴い、市場経済の持続的、かつ安定な発展における商標の促進作用が益々顕著になっている。「大衆起業、万衆創新」という背景の下、中小企業が相次いで現れ、登録商標に対する市場主体のニーズが前例のないほど高まりつつある。商標登録手続きの最適化、権利化までの周期短縮、登録コストの削減、登録資源の減少に伴って、有名ブランドへのタダ乗りを目的とする「悪意出願」の行為が散見し、実際の使用ではなく、登録商標の譲渡による利益取得を目的とする「悪意による買い溜め商標」の行為も多発している。上述のような不正な商標登録出願行為は、市場経済の秩序及び商標管理の秩序を嚴重に攪乱し、ビジネスの経営環境を損なっており、社会各業界から幅広い注目を集め、早急に抑制措置を取るよう強く呼び掛けられている。

国家知識産権局は上記問題を非常に重要視し、立法を巡る研究活動を積極的に行い、商標関連の法律法規の完備、商標の登録出願、使用及び保護に関する制度の最適化により、不正な商標登録出願行為を抑制するための長期的有効な体制を構築するよう取り組んでいる。第3回の改正後の商標法には、誠実信用原則など総括的な規定が追加されているが、実際の運用に当たっては具体的な根拠および基準がまだ欠如している。商標法の改正期間が長く、短期間で不正な商標出願行為を迅速に抑制することが困難であることに鑑み、特許分野における不正出願行為に関する規制措置を参考にし、本規定を起草し、現行の法律制度を活用して登録商標の専用権を保護するという立法趣旨を重ねて強調し、政策による導き効果を強化することにより、現実の問題を効果的に解決し、今後の商標法の改正・完備の基礎、経験の積み重ねことに繋がることを図るものである。

#### 二. 起草に関する主な考え方

「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定(意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」という)は、ビジネス経営環境の最適化、市場秩序の維持の角度から、知的財産権の主管部門の職能を十分に発揮させ、不正な出願行為を抑制する関所を上流に移し、政府の導きと市場による駆動の両立、監督・管理と導きの結び付きを強調し、現行の法律の枠組み下で実践における法律根拠の不明確などの問題を重点的に解決し、商標の買い溜め出願、悪意出願を厳しく打撃するための長期的かつ有効な仕組みを構築しようとしている。本稿は「商標登録は実際の使用を目的とすべきである」という原則を堅持し、行政管理の角度から多方面の措置を講じるとともに、社会公衆による三年不使用取消、登録商標の無効審判請求などの制度の活用を呼び掛け、登録商標の使用意図に注目し、市場主体が実際の使用ニーズのある商品や役務について商標登録出願をするという正確な方向性を強化することにより、不正な商標登録出願行為を規制することを期待する。

立法構想に当たり、主に以下の3点に着眼した。

第一、典型的な事例を纏める。実例を基礎に、問題を方向付けとし、不正な商標登録出願行為の種類を定めること。

第二、法律根拠を明確にする。第4回の商標法改正作業がまだ開始していない状況において、既存の法律規定から正しい根拠を探し出し、法に基づく行政を確保すること。

第三、有力な措置を取り、総合的な監督・管理を強化し、商標の審査、管理プロセスにおける規制手段を、信用記録、データ統計および代理の管理などプロセス外の措置と結び付けて、複数の方面からなる総合的な監督・管理を図る。

また、本稿では、立法および実務の経験を纏め、形式および具体的な措置において、「特許出願行為の規範化に関する若干の規定」(国家知識産権局第七十五号令)を十分に参考にした。

### 三. 草案の主要な内容

意見募集稿は、計8条で、下記5つの方面の内容を含む：

第一、立法目的を明確にし、商標法で確立した誠実信用原則および使用意図前提の商標登録出願の方向性を改めて強調する(第1、2条)。

第二、不正な商標登録出願行為の種類を列举の方式にて規定する(第3条)。

第三、不正な商標登録出願行為による法的結果を明確にする(第4条)。

第四、信用記録、統計基準、代理の管理などの方面から措置を講じて不正な商標登録出願行為を規制し、当事者の権利を定める(第5、6条)。

第五、各レベルの知的財産権主管部門の商標登録出願、使用行為を指導、規範化する職責を明確にし、社会公衆による不正な商標登録出願行為に対する告発、監視を呼びかける(第7条)。



---

責任者：代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学 (Chixue WEI)  
社長 弁理士 劉 新宇 (Linda LIU)  
担当者：張 芬芳 (Joyce ZHANG) 張 輝 (Ashley ZHANG)

---

北京林達劉知識産権代理事務所 企画室  
(Business Development Department, LINDA LIU & PARTNERS)  
〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階  
Tel : 86-10-5825-6596 (WEI) 86-10-5825-6089 (LIU) 86-10-5825-6366 (代表)  
Fax : 86-10-5957-5201 (代表)  
E-mail: [office@lindapatent.com](mailto:office@lindapatent.com)  
Website: <http://www.lindapatent.com>